

届出済民間事業者における岡山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の利用ニーズが高まる中、届出済民間事業者の安定的運営体制の確保を図るため、岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第118号。以下「条例」という。）に基づき民間事業者が設置・運営する児童クラブ活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 放課後児童健全育成事業が実施される場所をいう。なお、同一敷地内で実施されるものを1事業所とする。
- (2) 保護者負担金 放課後児童健全育成事業に係る利用の対価として、民間事業者が児童クラブを利用する児童の保護者から徴収する負担金をいう。なお、延長利用料、保護者会費及び給食費は除くものとする。
- (3) 構成児童数 児童クラブを毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童の合計。なお、週のうちの利用希望日数により算出する。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業実施要綱（令和7年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に規定する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、別表第2左欄に掲げる事業区分のうち性被害防止対策に係る設備等支援事業及び性暴力防止取組加算においてはこの限りでない。

- (1) 当該年度の4月1日現在（年度の中途に補助事業を開始する場合においては開始時。）において、1支援の単位当たりの岡山市に住所を有する又は岡山市が設置する小学校に在学する構成児童数が10人以上であること。
- (2) 設定している保護者負担金の額が、岡山市立放課後児童クラブ条例（令和元年9月27日市条例第23号）に基づき実施する岡山市立放課後児童クラブ（以下「市立クラブ」という。）の保護者負担金の額のおおむね2倍を超えないものであること。
- (3) 児童の受け入れに関し、公平性が保たれていること。
- (4) 補助事業に係る放課後児童健全育成事業は、実施場所が属する小学校区の小学校からおおむね2キロ以内で実施し、又はバス等による送迎を実施すること。

2 前項第2号における保護者負担金の額は、児童1人当たりの年間保護者負担金の額を

年間開所時間で除して得た時間単価とし、次の条件により算出する。なお、市立クラブの保護者負担金の額は、1時間当たり100円とする。

- (1) 学年等で保護者負担金の額が異なる場合は、それらのうち最大の額とする。
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業の開所時刻は午後3時からとする。
- (3) 開所時間には延長時間を含まないものとする。
- (4) 土曜日は月2回以上の開所とする。

(補助事業者)

第4条 この補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助事業者」という。）

は、実施要綱に規定する補助事業を実施する者であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項に基づき、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の32の6第1項各号に掲げられる事項その他の必要な事項を市長に届け出ているものであること。
- (2) 岡山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱及び保育所等における放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に基づく補助、その他当該事業に対して他事業の補助を受けていないこと。
- (3) 別表第1に掲げる小学校区において実施するもの又は岡山市が実施する放課後児童健全育成事業の推進に寄与した実績を有するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第2左欄に掲げる事業区分に応じ、同表右欄に定める経費とする。ただし、岡山市放課後児童クラブ設置促進事業費補助金の交付の申請をしている場合は、補助対象経費が重複してはならない。

(補助金額)

第6条 補助金額は、別表第2左欄に掲げる事業区分ごとに同表中欄に定める補助基準額と実際に支出した補助対象経費の額を比較し、いずれか低い方の額を合計した額とする。ただし、別表第2左欄に掲げる事業区分のうち性被害防止対策に係る設備等支援事業においては実支出額から寄付金その他収入金を控除した額と100,000円を比較して少ない

方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

- 2 前項で算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を除き、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- （1）補助対象経費については、別表第2に定める区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- （2）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、第17条第2項の市長が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- （6）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）この補助事業に係る職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（交付の申請）

第8条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年6月30日（年度の途中で補助を受けようとする場合は随時）までとする。

- 2 規則第5条第1項第1号の事業計画書は、放課後児童健全育成事業計画書（様式第1号）によらなければならない。
- 3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - （1）市税を滞納していないことを証明する書類
 - （2）児童名簿

(変更交付申請)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合における申請期限は、別に定める。

- 2 申請の内容を変更して交付申請等を行う場合における書類は、規則第12条に規定する書類のほか、放課後児童健全育成事業計画書（様式第1号）によらなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、9月10日まで（年度の中途に補助事業を開始する場合においては、別に定める）に、市長に放課後児童健全育成事業中間報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、市長から補助事業の遂行状況に関し報告を求められた場合は、随時報告しなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業実績報告書（様式第3号）
- (2) 会計監査報告書（様式第4号）
- (3) 決算明細書（様式第5号）

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金の完了前交付)

第14条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又

は一部を交付することができる。

(補助金の交付決定の取消・返還)

第 15 条 市長は、規則第 20 条に定める補助金交付の決定の取消をする場合は、届出済民間事業者における放課後児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知及び返還命令書（様式第 7 号）により該当する事業者へ通知し、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせなければならない。

(調査又は報告)

第 16 条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業者に対して、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の範囲において、第 7 条第 7 号に定める書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(財産処分の制限)

第 17 条 規則第 24 条第 2 号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは、単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上の機械及び器具とする。
2 規則第 24 条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和 5 年こども家庭庁告示第 9 号）に規定する期間とする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月18日から施行し、令和6年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行し、令和8年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月30日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

行政区	小学校
北区	石井，岡山中央
中区	旭操
南区	福島，第二藤田，芳明

別表第 2（第 5 条，第 6 条関係）

補助事業	補助基準額	補助対象経費
1 届出 済民間事 業者にお ける放課 後児童健 全育成事 業（基本 分）	（1）基本額（1 事業所当たり年額） 構成児童数×27,000 円 （2）長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等 の場合 （上記要件に該当する開所日数）×21,000 円 （3）放課後児童クラブにおける I C T 化を推進し，放 課後児童支援員等が効率的かつ効果的に業務を遂行 できる環境を整備 1 支援の単位当たり年額 150,000 円 （4）放課後児童クラブにおける人員確保のため，有料 広告等を活用 1 事業所当たり年額 300,000 円 （5）放課後児童クラブにおける児童の学習に必要な Wi-Fi 環境を整備 在籍する児童の数 60 人毎に 1 事業所当たり年額 60,000 円 ※当該年度の 4 月 1 日現在において在籍する児童とす る。 ※60 人未満の端数は 60 人とする。 （6）放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を 2 名以	実施要綱別添 1 の届出済民 間事業者にお ける放課後児 童健全育成事 業（基本分）の 実施に必要な 経費（飲食物 費を除く。）

	上配置した場合 1 支援の単位当たり年額 構成児童数 1～19 人 1,821,000 円 構成児童数 20～70 人 1,822,000 円 構成児童数 71 人以上 1,823,000 円 (7) こども性暴力防止法に基づく認定を受ける場合 1 事業者あたり年額 30,000 円 ※一の放課後児童健全育成事業所において複数の支援の単位を設ける場合、一の支援の単位を構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位については、協議の上、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると市長が特に認めるものについて、補助対象とする。合わせて、過年度に市長により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。 ※(1), (5) 及び(6)については、事業実施月数(1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。)が 12 月に満たない場合には、算定された補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1 円未満切り捨て)とする。 ※(1) から(7)に必要な経費については、各々の配分の変更を行うことはできない。	
2 届出 済民間事業者における障害児受入推進事業	(1) 障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置 1 支援の単位当たり年額 2,232,000 円 (2) 障害のある児童を 3 人以上受け入れる場合に、(1)に加えて障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置 ア 3 名～5 名の障害児を受け入れる場合 2,232,000 円 イ 6 名～8 名の障害児を受け入れる場合 (ア)職員を 1 人配置 2,232,000 円 (イ)職員を 2 人配置 4,464,000 円	実施要綱別添 2 の届出済民間事業者における障害児受入推進事業の実施に必要な経費

	ウ 9名以上の障害児を受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 2,232,000 円 (イ)職員を2人配置 4,464,000 円 (ウ)職員を3人以上配置 6,696,000 円 ※事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。 ※(1)及び(2)に必要な経費については、各々の配分の変更を行うことはできない。	
3 届出 済民間事業者における放課後児童クラブ運営支援事業	1事業所当たり年額 3,374,000 円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	実施要綱別添 3の放課後児童クラブ運営支援事業の実施に必要な経費
4 届出 済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善事業	家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1事業所当たり年額 1,829,000 円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	実施要綱別添 4の届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費
5 届出 済民間事業者における放課後児童クラブ送迎支援事業	1事業所当たり年額 581,000 円 ※事業実施月数が12月に満たない場合は、上記計算により得た額に「事業実施月数÷12」を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とする。	実施要綱別添 5の届出済民間事業者における放課後児童クラブ送迎支援事業の実施に必要な経費
6 届出 済民間事	1事業所当たり年額(1),(2)の合計額 (1)放課後児童支援員を配置	実施要綱別添 6の届出済民

業者における放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	対象職員 1 人当たり 131,000 円 (2) 概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員 1 人当たり 263,000 円 ※1 事業所の基準額は、526,000 円を上限とする。 ※事業実施月数(1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。)が 12 月に満たない場合には、算定された補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1 円未満切り捨て)とする。	間事業者における放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費
7 届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000 円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1 ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の 1 ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	実施要綱別添 7 の届出済民間事業者における放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)の実施に必要な経費
8 届出済民間事業者における ICT 化推進事業	(1) 業務の ICT 化を行うためのシステムの導入 (2) 研修のオンライン化 (1), (2) の合計 500,000 円 ※1 事業所当たりの合計額 ※連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを使用した相談支援に必要な ICT 機器の導入等の環境整備に係る経費及び、県及び市が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。	実施要綱別添 8 の届出済民間事業者における ICT 化推進事業の実施に必要な経費
9 届出済民間事業者における性被害防止対	1 事業所当たり年額 100,000 円 ※実支出額から寄付金その他収入金を控除した額と 100,000 円を比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額(1,000 円未満切り捨て)とする。	実施要綱別添 9 の届出済民間事業者における性被害防止対策に係る

策に係る 設備等支 援事業		設備等支援事 業の実施に必 要な経費
10 届出 済民間事 業者にお ける放課 後児童ク ラブ環境 改善事業	1 事業所あたり年額 300,000 円	実施要綱別添 10 の届出済民 間事業者にお ける放課後児 童クラブ環境 改善事業の実 施に必要な経 費